明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○金融商品取引法第二条第四十項に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**金融庁**一）　一

○金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項の規定による指定に係る事項に変更があった件（**同**二）　二

○特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権の利率を定める件の一部を改正する件（**同**三）　三

○金融商品取引法施行令第三十八条の二第二項の規定に基づき、特定金融指標のうち金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**四）　四

○電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件の一部を改正する件（**総務**一）　一六

○電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件（**同**二）　一六

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**五）　二〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**一）　二〇

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**一）　二〇

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**三～一一）　二〇

〔**人事異動**〕

文部科学省　スポーツ庁　文化庁　三

〔**公　告**〕

諸事項　三

裁判所

破産、免責、再生関係　三五

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、企業年金基金解散、弁理士登録関係　三七

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分関係　三八

会社その他

会社決算公告　四三